

## 厚生委員会会議録

平成22年5月11日(火)

(開会) 10:01

(閉会) 10:41

委員長

ただ今から厚生委員会を開会いたします。「議案第54号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第54号 専決処分の承認についての補足説明をいたします。今回の専決処分は、地方税法の一部改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。主な内容につきましては、お手元に配布しております新旧対照表で御説明をいたします。議案資料の11ページをお願いいたします。第3条第2項及び第3項、並びに第24条第1項において医療給付分の賦課限度額470,000円を500,000円に改め、後期高齢者支援金等の課税額につきましては賦課限度額120,000円を130,000円に改めるものでございます。続きまして第24条の2において特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者等に係る課税の特例の規定を新たに設けております。総所得金額に特例対象被保険者等の給与所得が含まれている場合につきましては、当該給与所得は100分の30に相当する金額とするものでございます。資料の12ページをお願いいたします。第25条の2におきまして、特例対象被保険者等に係る申告につきまして申請書の提出、添付資料の規定を設けております。資料の13ページをお願いいたします。附則第21項で被用者保険の被扶養者であった扶養者が後期高齢者医療の対象になり、被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合の減免期間を、2年から当分の間に改定するものでございます。その他の改定といたしましては第24条第1項、附則第8項附則第13項、附則第19項附則第20項におきまして、法律名の改正、法律の項削除に伴う条項の改正、法律文の改正に伴う金額の追加、字句の整理を行っております。施行は平成22年4月1日となっております。なお、附則第19項および附則第20項につきましては、平成22年6月1日の施行となっております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

楡井委員

ただいま説明がありました。議案第54号に関してまず、国の法改定が平成22年の3月31日ということでありまして、そして、その改定施行が翌日の平成22年4月1日というわけで、この間1日24時間しかないわけですから、業務に携わる職員の方々の苦労は大変なものじゃないかというふうに思うんですけども、実際この通達がですね、もっと早く受けているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点については実際に通達が3月31日だったのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

健康増進課長

今回の改正に関します情報提供といたしましては、県の方から3月17日に内容の提示がございまして、ただ今回法律の改正自体の公布が3月31日ということでございますので、それに合わせての改正ということになっております。

楡井委員

今の説明で3月17日に内示があったということで、それから準備に入られたということではないかと思うんですけど、そういう意味では市民への徹底という時間が非常に少ない状況があったと思うんですよ。家計が大変苦しい時に負担増の方向が打ち出されるというわけですから、納税義務者というなら国保世帯の方たちは何の説明もないままに徴収されるということにな

るわけです。そういう意味では、市民への配慮を検討する時間、これもなかったんじゃないかと思うんですけども、その検討の時間などのために、この実施が遅れるということになった場合、国からのペナルティーのような、市にとって不都合な点があるのかどうかについて教えてください。

健康増進課長

実施が遅れるための実質的なペナルティーというものはございませんが、例えば今年度施行の分が来年度からということになった場合につきましては、県の方から指導というものがございまして。私どもも3月31日に施行されて、時間もない中で事務処理をしておりますが、国のほうも国会とかそういったものの関係もございまして、なかなか調整がつきにくい。また、賦課の期日が4月1日ということになっております関係で、そういった無理がいつているのではないかと考えております。

楡井委員

しゃにむに4月1日に実施ということでもいいんじゃないかと思うんです。時間がなければですね。それで国からペナルティーはないということですけど、県の指導はあるという状況ですから、なるべくその県のほうから物を言われたくないという気持ちは分らんでもありませんが、ペナルティーがないということであればですね、財政状況等もありましようけども、それは後ほどお聞きすることにして、そういう状況があるならですね、やはり市民へのこの徹底の時間というのを確保せねばいかんんじゃないかというふうに思いますし、課内ででも市民の暮らしの状況だとか、この改定された影響などをですね、やはりこの検討するというのも必要なんじゃないかなというふうに思うわけですね。それで次に具体的に条文に関連してお聞きしたいんですけども、第3条に関してですね、上限額が医療分で470,000円が500,000円に30,000円引き上げられるということになります。それから後期高齢者医療分が120,000円が130,000円に10,000円、つまり合計40,000万円が引き上げられるということになるわけですね。それで収入は全体的にやっぱり増えてないと思うんですね。その上に家族が多かったり、それから特別扶養控除がなくなったりというようなことで収入が増えないのに税額が高いという世帯も多いと思いますし、さらには高齢者控除の縮減とか高齢者特別控除の廃止などで、高齢者の方たちの課税所得が多くなってきているというふうに言われています。そういう状況の中でこの上限の引き上げということが大変これは重苦しいというふうに思うんですけども、担当課長としてはその点どういうふうにお考えでしょうか。

健康増進課長

今回の上限の引き上げにつきましては低所得者、中間層も含めまして負担の軽減という意味で、所得の多い方に御負担を求めるといような条例改正になっております。ただ現実には所得の多い方についても、現在でもかなり多い金額ですので、それ以上に負担を求めるといのはなかなか心苦しいんですけども、一応そういう考えのもとで今回の条例改正を行っているところでございます。

楡井委員

収入の多い方にですね負担をしてもらおうという考え方だということですけども、上限が590,000円ですか、590,000円になってる状況の方たちの生活状況も、そう楽なものじゃないと思うんですね。それに加えてまた引き上げられるということになるわけですから、多い形のところから幾らかとるといようなことで、安心するといようなことにはならないというふうに思います。そこで500,000円になる世帯と人数、それからさらには130,000円になる世帯と人数、これは本当は収入が増えてない状況ですから、減少してしかるべきんじゃないかと思うんですけども、実際どういうふうな状況になるのでしょうか。

健康増進課長

限度額につきましては世帯単位の算定になりますので、世帯数でお答えをさせていただきます。医療分が381世帯、後期高齢者支援分が371世帯ということで、全体額としては2億4834万9000円が限度超過額というふうになっております。

榆井委員

今言われた381、371という数字は、引き上げられる前の数字と比べたらどうなりますでしょうか。今言われた2億4800万円余りの金額というのは、この381世帯、370世帯が50万円、13万円にした場合の税額増ということになるんですね。

健康増進課長

改定前の医療分の世帯といたしましては436世帯、金額にいたしますと1169万円。支援分が442世帯で309万6000円、合計で1559万6000円の負担増ということになります。

榆井委員

引き上げられることによって、対象の世帯数が随分少なくなるということに、50世帯70世帯ぐらい少なくなるということになりますので、結局、金額が高いというような状況の世帯はそう多くないというふうに思われます。ですから先ほど説明されたように、収入の多い方にも負担をしていただくというところからすれば、若干矛盾も生じるんじゃないかというふうに考えます。それから、次に第24条に関してなんですけど24条1項の1から3のところなんです、今まで数字は明確に出てきてなかったんですけれども今回の改定で330,000円という数字が明記されているようであります。この330,000円という形で新たに明記された理由、これについて説明していただけますか。

健康増進課長

330,000円の表記につきましては、従前では法律で政令の形で金額が明記をされておりました。今回法律の改正によりまして条例の中で330,000円というような規定をするように改められたものでございます。

榆井委員

従来は国の法律のほうで決められていた金額、それを今回は条例のほうで示すようになったということですね。この関係で今までも法の中で330,000円という数字が示されてあったわけですね、そうですね。そういうことになると別段この330,000円を条例で明記することによって生じる影響というのはないですか。

健康増進課長

金額については変わりませんので、影響はございません。

榆井委員

それから、同じ24条の第2項で特例が定められるということになったわけです。特例の名前は括弧付きでありますけど省略させていただきます、この新しい特例は申請しようと思えば、申請をしなければならぬということになっているようではありますが、この特例に該当する国保世帯、これはどのくらいの世帯というふうに予測されておられますか。

健康増進課長

非自発的失業者の受付は今年度の4月1日から行っております。5月6日現在で34名のかたが申請をされております。ただこの先どのような推移をたどるかというのは、ちょっと今のところ予測はできておりません。従前で予測していた数字よりも今の申請段階では少ないのかなというふうには思っておりますけれども、現実には雇用保険の受給資格証明書というのが、実際に失業してから交付されるまでに2週間ほどかかるということを知っておりますので、年度末にそういったことになられたかたは、これから徐々に増えていくんじゃないかとは思っております。

楡井委員

今言われたように、申請が始まってからひと月ちょっとになると思うんですけど、34件ということでありますから、予測をしていたよりも少ないかもしれないけども雇用保険の証明書がいるということで、それを取ってからということになれば、これからということのようでもありますけども、この申請の締切りをいつまでにせないかんということが、当分の間ということですから、締切りはないんだと思いますけれども、既に税額が決まって公布されてるんじゃないかと思うんですね、6月から国保税を納めなければいかんからですね、そうするとこの申請があった後のその税額の取り扱いはどうなりますか。

健康増進課長

申請の取り扱いにつきましては遡って適用させることとなりますので、仮に今後遅れて申請される方につきましても申告額の100分の30ということで所得をみまして、それで課税するようなこととなります。

楡井委員

申請が遅れた場合でも遡って減額されるということでもあります。それでこの特例と2割、5割、7割の減免世帯との関係はどういうふうになるのでしょうか。

健康増進課長

今回の特例につきましては所得を100分の30、3割にしますということでございます。その所得をみて2割、5割、7割の軽減にかかるかどうかの判定をします。最終的には今の軽減判定に従って軽減を行うということになっております。

楡井委員

それでもし現在ですね、もう既に2割、5割、7割の減免の対象の世帯になっていた場合はどうなりますか。例えば5割減免のところを7割減免になるというようなこともあるんですか。

健康増進課長

基本的には今回の分は給与所得者の分が100分の30になるわけですがけれども、ほとんどのケースが社会保険とかそういった形に入ってるかたが多ございます。それで現実的に今の国保世帯の中に辞められて新たに入られる場合は、その3割分の所得が、その今の世帯の総トータルに合算されることとなりますので、ケースバイケースになりますけども、現実的に例えば7割軽減だった分が、その方が入ることによって軽減から外れるケースも考えられます。

楡井委員

そうすると必ずしも国保世帯全体が安くなると、軽減されるということにもならないという場合も生まれてくる訳ですね。

健康増進課長

世帯で見た場合に、今現実に入られる世帯の分に新たに入られた場合は、先ほど言いましたケースがありますけども、その個人の辞められたご本人さんの分といたしましては、当然、本来の所得の3割しかみませんよということですので、軽減にはなると考えております。

楡井委員

附則の20番のところに今まで「等」という文字がですね、従来の分には入ってないんです。今度はそこが改定で「等」というふうに入れられたのは、この行政文で「等」というのはなかなか意味のある文字じゃないかと思うんですよ。それでこの「等」という文字が入る意味とか影響とか、何を予測してこの「等」を入れたのかということについて説明していただけますか。

健康増進課長

租税条約につきましては、脱税の防止とか二重課税の排除という名目で主権国家間で締結される条約でございますが、今回改めて租税情報交換協定というものが加わりまして、そこが「等」ということになっております。それで条約を締結しなくて協定を結んでそれに対応し

ているところがあるということで、改めて加えられたというものでございます。

楡井委員

そうすると一般家庭には影響ないというふうに考えていいんですか。

健康増進課長

一般家庭というとならえ方がどうかと思うんですけど、通常外国で他に何かやっているということがなければ、影響はないということです。

楡井委員

この関係だけ施行が6月1日になっているんですね。先ほど説明があったように19番と20番ですかね。これはどうしてですか。

健康増進課長

大もとの適用が6月1日ということになっておりまして、それを引用して国保のほうも同様に6月1日ということをごさいますして、それで何で6月1日かというのは正確には情報をつかんでおりませんので、後でまたわかりましたらお伝えしたいと思います。

楡井委員

この関係が6月1日ということであればですね、全体のこの国保税の実施というんですか、これを6月にしてもですね、悪くはないんじゃないかというふうに思いますし、その間に住民のかたに説明もできるというふうに思います。だからそういう意味では先ほど言いましたようにペナルティーもないというような状況ですので、やはり住民に、特に市税条例とか国保条例など税率の改正の場合は、なかなか市民の方たちの理解が難しいと、特に条文は難しいからですね、それでそういう説明をする日にちも必要じゃなかったかというふうに討論を聞きながら感じます。質問は以上です。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

今先にちょっと述べましたけれども100分の30という具体的な数字は別にして、派遣切りまた失業された人たちの収入を考えて国保税の軽減措置、配慮を共産党としても全国的にも求めてきた経緯があります。そういう意味でこの項目等についてはですね、納得も了承もできるわけですけれども、やはりこういう条例を専決処分をしなければならぬというような状態が、次々に国のほうからの措置としても求められる状況になっているということについては、やはりあの市民への徹底という関係からしても、余りおもしろくないことではないかなというふうに思います。行政の側としては専決処分でもらった方が仕事としては楽なのかもしれませんが、市民の側から見るとそうはならないというふうに思うんです。ペナルティーもないということでありましたので、ぜひそういう状況をつくるべきではなかったかなというふうに思います。そういう状況、時間的なあれをつくれれば市民の経済状態その他を深く検討もしながら、考える時間もあったんじゃないかというふうに今思うんです。高額者への負担増という今回の措置でありますけれども、やはり経済状態が苦しいということについては間違いのないというふうに思いますので、そういう苦しい上への負担感ということになりますので、500,000円、130,000円という点を考えた場合ですね、この専決処分を承認というわけにはいかないというふうに私は思います。ということでこの議案については、私は反対の立場であります。よろしくお願いします。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第54号専決処分の承認飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については承認することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手・賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「飯塚保健福祉圏域における介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の増設及び改築・改修にかかる協議について」報告を求めます。

介護保険課長

飯塚市保健福祉圏域における介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の増築及び改築・改修にかかる協議について説明させていただきます。平成21年度におきまして、平成21年度から平成23年度にかけての福岡県高齢者保健福祉計画に沿いまして、飯塚市圏域の介護老人福祉施設広域型特別養護老人ホーム20床の増床協議を募集いたしまして、募集のありました社会福祉法人について県へ協議書を提出しております。結果として不採択となっております。その後、福岡県高齢者福祉施設等緊急整備計画が策定されまして、経済危機対策として従来の計画の追加として平成22年度から平成23年度の2カ年におきまして、平成24年度から平成26年度、次期ですけれども、次期に整備が必要とされる数量を前倒しして整備することとし、飯塚圏域、飯塚市、嘉麻市、桂川町におきまして、再度20床の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの緊急整備計画が計上されております。通知文としましては4月の21日付で、通知が発出されております。県指定の30床以上の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの20床の増設整備計画でありますことから、その選考につきましては圏域内各市町より1事業所ずつ選定のうえ、6月30日までに市町を通じて県に協議書を提出することとし、県審査会において昨年同様1事業所が決定されることとなっております。以上から先月なりますが、4月30日より既設の全事業所に意向調査を行っております。今後の予定といたしましては既設の介護老人福祉施設の改築・改修についても、今のは増床の計画でございますが、あわせて既設の特別養護老人ホームの改築・改修につきましても、補助金交付事業の対象とされておりますことから、あわせて意向調査を行っております。今後につきましては増床及び改築・改修のある事業所より6月10日までに協議書を提出していただきまして、増床にあつては1事業者を選考したうえで6月末日までに県へ提出する予定としております。その後のスケジュールとしましては7月中旬に県によるヒアリングが行われまして、9月中旬に県の審査会が予定されております中で事業者が決定され内示される予定でございます。以上ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

中身はわかりましたけど、今言われることはわかりましたけど、まず基本的にこの前は飯塚市のやつで29床ですか、ありましたよね。今度はまた県の方から20床と非常に半端な数字ですよ、具体的に言えば。こんな数が下りてきて20床でどなたか手を挙げて特別養護老人ホームをやるかといえばできない問題で、もう県からどこかの増設をはじめからセットしてあるんだなというような感覚でしかとれないわけですよ。それでまず1つ聞きたいのはですね、県のほうから下りてきたこの話についてうちのほうは、飯塚市のほうは例えば持ち出し分とかですね、負担する分とかいうのがあるんですかね。

介護保険課長

当初の整備にかかる持ち出しというのは、県の方から直接事業者のほうに補助金はおりませんが、市のほうの持ち出しというのはございません。

岡部委員

わかりました。それでもう一つ期限が、先ほど6月30日ですか、6月末というふうな形で言われましたけど、今からあと1カ月ちょっとしかないわけですよ。この中で提出するとか、エントリーする人はそれなりに図面からなんか全部仕上げて書類を作って出さなきゃいけないというふうな形になるんですけどね、本来の申請の仕方で行くと、例えば飯塚市がやっているやつはどのくらいの期間があるんですか。地域密着型でこの前出されたやつは。

介護保険課長

飯塚市のスケジュールは3月1日にホームページにあげまして7月2日ですので、事業者説明会は3月末日にしておりますけれども、表に出してからは約4カ月の期間をとっております。

岡部委員

私もそれくらいが普通だろうと思うんですよ。書類を作って申請するという形ではね。ところが何か不自然な感じがするんですよ、たった20床ぐらいのやつを上からぼんとおりてきて、それも1カ月そこそこで全部書類を整えてあげなさいというふうな形の中で、飯塚市は候補者を今度は県のほうに出さなきゃいけないというふうな形になるんですけどね、前、則松部長がおる時だったですかね、とにかくできるだけそういうふうな形のものについては、飯塚市はつとめて県から言われても遠慮しておこうというふうな話があったような気がするんですよ。こここのところ見ていると、飯塚市の地域密着型の29床にしても、今度の20床にしても、新規で建てるとか、エントリーを受け付けるには、非常に数が半端で、そういったものは、はかられておりにきているんじゃないかなとか、ちょっと公の場で言うのもなんなんですけどね、なんかそういう疑念を抱かせるような出され方をしているわけですよ。この件について部長はどう思います。

保健福祉部長

今のご質問ですが、県の何で20床かというような内容について、問い合わせしてもちょっとそのところはわかりませんけれども、全体として何百床とか、千何百床とか福岡県全体でそれを割り振ったものであろうかと考えております。また、裏があるというようなことですが、私どもはそういう事実は把握しておりません。

岡部委員

今の課長の説明ではとにかく前倒しをして受けるというふうな形をされたんですけどね、私は不自然だなというふうな気持ちがあるんですけど、エントリーされてきた事業者の方の審査はどういうふうな形になるんですか。

介護保険課長

今までも同様なんですけれども、選考委員さんによる選考会で、1事業者を決定させていただくこととしております。

岡部委員

審査の中身については、何と申しますか、オープンな形でだれでもがわかるようなきちっとした明確な審査基準というのをつくられてやられるのですか。それとも内部処理と申しますか、内部で選考した形だけで、とりあえず決めて県のほうに持っていくというふうな形になるんですか。

介護保険課長

今までも同様ですけども、審査基準というのでも設けた上で選考させていただいております。

岡部委員

わかりました。基本的に私はなんかおかしいような気もするんですけどね。20とか29と

かいう半端な形で出てくるというのは明らかに既存の事業者の増設用でセットされてるんじゃないかなっていうふうな気持ちもするんですけど、審査のほうも明確に基準を出して、どこから見ても疑念を持たれないような形でやっていただきたいということを注文つけておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。